

契約条項兼重要事項説明書

本書面は、電気事業法および特定商取引法にもとづき、お客さまと株式会社エネワンでんき（以下「当社」といいます。）との電気供給契約（以下「供給契約」といいます。）に関する重要事項が記載されており、お客さまが、十分ご理解いただき、大切に保管していただきますようお願いいたします。

1 供給契約の申込み、成立および契約期間

- 新たに供給契約を希望される場合は、あらかじめ当社が定める電気供給約款および電気契約種別定義書（以下「供給約款」といいます。）、一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、電気契約種別を1つ選択し、当社所定の方法によりお申込みいただきます。
- 供給契約は、お申込みを当社が承諾したときに、当社および一般送配電事業者の間でお客さまおよび当社との間の供給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止条件として、当社とお客さまとの間に成立いたします。
- 契約期間は、他に定めのない限り、供給契約が成立した日から、供給開始日以降1年目の日までとし、契約期間満了日の15日前までに当社またはお客さまのいずれかから供給契約の終了または変更の申出がない場合は、契約期間満了後も、1年ごとに同一条件で更新いたします。
- お客さまの申し出により契約期間中に契約を終了する場合は、20日前までに通知いただく必要があります。なお、供給開始日以降1年目の日までの期間中に解約となる場合、解約事務手数料として3,300円（税込）をお支払いいただきます。ただし、ただし、やむをえないと当社が判断した場合は、この限りではありません。
- お客さまが次にいずれかに該当する場合、当社は、解除日の15日前までに書面での通知をした上で契約を解除することがあります。
 - 託送約款等にもとづき、一般送配電事業者によりお客さまに対する電気供給が停止されており、一般送配電事業者が定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - お客さまが電気料金債務（この契約以外の電気料金を含む。）、供給約款等により支払いを要する電気料金以外の債務および当社に対して負う供給契約以外による金銭債務を当社の定める支払期日を経過してなお支払われない場合
 - お客さまが供給約款等に反した場合

2 供給開始予定日

- 供給契約の切り替えの場合は、お申込み日以降に一般送配電事業者が実施する検針日といたします。ただし、お申込み日が検針日直前の場合、その次の検針日とすることがあります。
- 新たにご利用を開始される場合はお客さまがご希望される日といたします。
- 当社へのお申込み前から既に電気の使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。

3 電気料金の算定

- 月々の電気料金は、供給約款ごとに選択した電気契約種別を適用して算定いたします。
- 電気契約種別ごとに料金や、燃料費調整額の算定に用いる毎月の燃料費調整単価は当社ホームページにてご確認ください。
- 料金の算定期間は、前月検針日または計量日（一般送配電事業者が予め定めた、電力量が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月検針日または計量日の前日までの期間といたします。
- 料金は、一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値にもとづいて算定します。
- 契約電流、契約容量、契約電力（以下「契約電力等」といいます。）
お申込みいただいた契約電流、契約主開閉器、契約負荷設備の内容をもとに決定いたします。ただし、他の小売電気事業者からの供給契約の切り替えの場合は、他の小売電気事業者との供給契約終了時点の契約電力等の値を引き継ぐものとします。なお、お申込みいただいた契約電力等が不適当と当社が判断したときは、契約電力等を変更させていただく場合があります。

5 供給電圧および周波数

供給電圧は、標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。

6 工事費等の負担金

- 当社が一般送配電事業者から、託送約款等にもとづいてお客さまへの電気供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合には、当社は、その金額を工事費等として、原則として工事着手前にお客さまにお支払いいただきます。
- 次のいずれかの場合において、供給契約の終了または変更の日に、当社が一般送配電事業者から、託送約款等にもとづいて料金の精算を求められた場合には、その精算金を工事費等としてお客さまにお支払いいただきます。
 - お客さまが契約電力等を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を終了または契約電力等を減少しようとする場合
 - お客さまが契約電力等を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を終了または契約電力等を減少しようとする場合

7 債権譲渡に関する特則

- 当社は、料金その他に係る債権を、当社が指定する債権譲受人（以下、当該債権

譲受人という）へ譲渡いたします。なお、当社および当該債権譲受人は、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略いたします。

- 当社は、当該債権譲受人へお客さまに係る氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号および請求書の送付先ならびにその他債権の請求および回収を行うために必要な情報を提供する場合があります。

8 料金の支払方法および帳票発行手数料

- 当該債権譲受人へ支払っていただく場合の料金の支払方法および支払期日は、当該債権譲受人の定めるところによります。
- 当該債権譲受人が株式会社サイサン（以下、サイサンという）である場合の料金その他の支払方法および支払期日は、(1)に関わらず、原則として次の通りです。
 - イ クレジットカードによるお支払いの場合は、ご指定のクレジットカード会社の規約にもとづきお支払いいただきます。
 - ロ 口座引落しの場合は、原則として検針日の翌々月6日（金融機関が休業日の場合、翌営業日）にご指定の預金口座からお支払いいただきます。
 - (2)イまたは(2)ロの手続きが完了するまでは、サイサンが指定した金融機関等を通じてサイサンが指定した様式により、払い込みの方法でお支払いいただきます。
 - (4)サイサンは、次のイまたはロに該当する場合には、各帳票の発行につき、(5)に定める帳票発行手数料を、イのときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の翌月の料金の支払期日までに、ロのときには帳票発行の対象となる料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせてお客さまに支払っていただきます。ただし、やむをえないとサイサンが判断した場合は、この限りではありません。
 - イ お客さまが、(2)に該当し、書面による請求書（クレジットカードによるお支払いの場合は利用明細書をいいます。）の発行を希望され、サイサンが請求書（利用明細書）を発行した場合
 - ロ お客さまが、(3)に該当する場合
- 帳票発行手数料は、次の通りといたします。
 - イ (4)イの場合は、請求書（利用明細書）1部につき110円（税込）
 - ロ (4)ロの場合は、払込票1部につき330円（税込）
- 工事費等については、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が指定した方法で、当社が指定する日までにお支払いいただきます。
- お客さまがその他有料の商品またはサービスについて、小売または売買契約等にもとづき当社または当該債権譲受人より供給等を受ける場合、当該契約の解除に伴う精算を除き、原則すべての料金を一括してお支払いいただきます。ただし、当社または当該債権譲受人が別に支払方法を定める場合はこの限りではありません。

9 託送約款等に定めるお客さまの協力

- 一般送配電事業者は、検針等の作業や土地の確保は観念から必要な場合において、お客さまの承諾をえてお客さまの安全または物件に立ち入らせたいとすることがあります。このときには、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- 一般送配電事業者の供給設備に異状もしくは故障がある場合、またはお客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認められた場合には、すみやかに一般送配電事業者へ通知していただきます。

10 供給約款等の変更

- 当社は、供給約款等を変更する場合があります。供給約款等または契約の変更によらない、(2)に定める場合を除き、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を、以下の方法により行なうことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行なう場合、書面の交付または電磁的方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行なう場合には、当社が適当と判断した方法により行ない、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- 供給約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更、その他の供給契約の実質的な変更をもととなわなない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

11 個人情報の取り扱いについて

- 当社は、取得・保有するお客さまの個人情報について、個人情報の保護に関する関係法令、経済産業省のガイドラインやLPガス販売事業の個人情報に関するガイドラインを遵守し、個人情報保護方針を定め、当社ホームページに掲示いたします。
- 当社は、電気・ガス等の各種エネルギー事業およびそれに付帯する事業、その他当社の取り扱う各種生活関連商品、サービス等に付帯する事業を行うために利用し、それ以外の目的には利用いたしません。
- 当社は、お客さまの個人情報を当社が指定する共同利用者（当社グループ会社、関係会社）と共同で利用し、または当社が指定する第三者（他の小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者、需要抑制契約者、電力広域協働推進協議会、口座振替先の金融機関、情報処理会社、協力会社等）へ提供する場合があります。

12 その他

- 当社へのお申し込み前にご利用されていた小売電気事業者（以下、「旧事業者」といいます。）から当社に供給契約を切り替えた場合、ポイント等の特典の失効や、解約による精算金等が発生する場合があります。詳しくは、旧事業者へお問い合わせください。
- カーボンプレーンでんき（実質再エネプラン）における電源構成および非化石証書の使用状況については、当社ホームページをご確認ください。
- お客さまが不正に電気を使用し、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- 本書は、次の一般送配電事業者の供給区域で低圧で電気をお使いのお客さまを対象といたします。東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社。
- 本書に記載のない事項については、供給約款等および託送約款等によります。なお、供給約款等は、当社ホームページからご確認ください。託送約款等については、一般送配電事業者のホームページからご確認ください。

クーリング・オフに関するお知らせ

- お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面または電磁的記録（電子メール等）を発信した時（郵便消印日付や送信日時等）から発生します。
- この場合、①お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。③お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。
- 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフを行うことができます。
- クーリング・オフを行う場合は、下図のようにハガキ等に必要事項をご記入のうえ、郵送（簡易書留が確実です。）いただくか、本書面に記載のお問い合わせ窓口Eメールアドレスへ通知してください。Eメールによる通知の場合は、原則翌営業日までに受付完了メールを返信いたします。受付完了メールの返信が無い場合は本書お問い合わせ窓口までご連絡ください。

郵便はがき	〒500-0001 岐阜県津市平方領々家六三九	申込（契約）日 西暦 〇〇年〇月〇日 ●販売店名 ●販売店住所 ●電話番号 ●商品名
株式会社エネワンでんき エネワンサービスセンター 行		右記日付の申込は撤回し、又は契約を解除します
●ご住所 ●ご契約者名（フリガナ） ●電話番号		

株式会社エネワンでんき（登録番号：A0015）
東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
丸の内センタービル2F
代表取締役 吉澤 正人

当社ホームページ URL：
<https://eneonedenki.net/>



お問い合わせ窓口：エネワンサービスセンター
電話番号：0120-106-142（受付時間：24時間）
Eメールアドレス：contact@eneonedenki.co.jp
※ 停電・緊急時は当該一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。